

入 札 説 明 書

鹿児島県酒造会館新築工事請負契約に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

令和6年11月15日

2. 工事発注者

鹿児島県酒造組合 会長 濱田 雄一郎（以下、「酒造組合」という。）

3. 工事概要

- (1) 工 事 名：鹿児島県酒造会館新築工事
- (2) 工事場所：鹿児島県鹿児島市錦江町8番15号
- (3) 工 期：契約の日から令和7年10月31日（金）まで
- (4) 工事範囲
 - ① 新酒造会館 建築一式工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他付随工事）
 - ア. 用 途：事務所
 - イ. 構 造 等：木造 地上2階 1棟
 - ウ. 延床面積：335.48 m²
 - ② 既存会館 解体工事
 - ア. 用 途：事務所
 - イ. 構 造 等：鉄筋コンクリート造 地上3階 塔屋1階 1棟
 - ウ. 延床面積：441.38 m²
 - ③ 外構工事

4. 入札参加形態

単体企業とする。

5. 入札参加資格

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により建築一式工事について一般建設業又は特定建設業の許可を有する者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により指示または営業の停止を受けていない者
- (3) 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社 東条設計）または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がない者であること。なお、「当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
 - ① 当該受託者発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (4) 手形交換所による取引停止処分または主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続きの決定を受けている者もしくは更正手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続きの決定を受けている者もしくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者
- (7) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要項（平成 8 年 9 月 27 日告示第 1402 号）第 3 条に規定する判定基準等による建築一式工事の格付区分が「A 級」である者
- (8) 鹿児島県内に主たる営業所を有する者
- (9) 平成 21 年 4 月 1 日から公告日までの間に、完成し、引渡しが完了した次の建築一式工事の施工実績（日本国内での実績に限る。）を有していること。ただし、工事は元請けとし、単体または共同企業体の代表者として施工したものに限る。
 - ① 新築・改築または増築で、延床面積 300 m²以上（増築の場合は増築部分の面積に限る。）の木造の建築工事（工場、倉庫、畜舎等を除く）の施工実績を有すること。

(10) 配置技術者に関する条件

次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、複数の現場（本工事を含めて 2 件まで）を兼務することができる。なお、特例監理技術者を配置する場合は、「6. 特例監理技術者の配置」の条件を満たさなければならない。

- ① 建設業法に規定する一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者で、平成 21 年 4 月 1 日から公告日までの間に、完成し引渡し完了した、延床面積 300 m²以上の木造の建築物（工場、倉庫、畜舎等を除く）の新築・改築または増築（増築の場合は増築部分の延床面積が 300 m²以上のものに限る。）において、技術者（監理技術者、主任技術者、現場代理人に限る。）として建築一式工事の施工実績を有すること。ただし、工事は元請けとし、単体または共同企業体の代表者として施工したものに限る。
- ② 建設業法第 27 条の 18 の規定による監理技術者証の交付を受け、かつ監理技術者講習を受けている者
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（入札参加資格審査申請書提出の日において、連続 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）

6. 特例監理技術者の配置

特例監理技術者を配置する場合は、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 建設業法 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級建築施工管理技士補又は一級建築施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（入札参加資格審査申請書提出の日において、連続 3 ヶ月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）。

- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は鹿児島県本土内の工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

7. 入札参加申込書の提出

本工事の入札参加を希望する者は、下記の書類を受付期間内に提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書【様式第1号】
- ② 名称等調書【様式第2号】
- ③ 建設業許可通知の写し

(2) 配布場所：書類等は、酒造組合のホームページからダウンロードすること。

なお、提出書類の配布期間は下記(5)と同一とする。

酒造組合ホームページURL：<https://www.honkakushochu.or.jp/>

(3) 提出部数：2部（正本1部、副本1部）

(4) 提出方法：持参又は郵送

(5) 受付期間：令和6年11月15日（金）から令和6年12月2日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(6) 受付時間：午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(7) 提出先：〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 企画部企画課

TEL：099-224-4543

8. 設計図書等の配布方法

設計図書等の配布を希望する者は、設計業務等の受託者（株式会社 東条設計）に申し出ること。

(1) 配布方法：メールにて送付する。

(2) 配布期間：令和6年11月15日（金）から令和6年12月2日（月）午後5時まで

(3) 連絡先：〒892-0803 鹿児島県鹿児島市祇園之洲町43番地

株式会社 東条設計

TEL：099-248-2251 E-mail：tojo-30@tojo-aa.co.jp

9. 本工事に関する質問方法

本工事に関する質問は、下記の書類を受付期間内に提出しなければならない。

(1) 提出書類：設計図書等に関する質問書【様式第3号】

（書類等の配布場所は、上記7.(2)のとおり）

(2) 提出方法：電子メール

(3) 受付期間：令和6年11月15日（金）から令和6年12月2日（月）まで

(4) 提出先：〒892-0803 鹿児島県鹿児島市祇園之洲町43番地

株式会社 東条設計

TEL：099-248-2251 E-mail：tojo-30@tojo-aa.co.jp

10. 本工事に関する回答方法等

質問に対する回答は、令和6年12月13日（金）までに入札参加申込者全員にメールにて回答する。

11. 入札の方法

本工事の入札は、下記の方法で実施する。

- (1) 入札方法：紙入札による。入札書等は持参すること。
- (2) 入札書等：入札書【様式第4号】
委任状【様式第5号】
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、代理人による入札の場合は、委任状を持参すること。
- (4) 入札執行回数は3回とする。
- (5) 入札・開札日時：令和7年1月9日（木） 午後2時
- (6) 入札・開札場所：〒892-0836 鹿児島県鹿児島市錦江町8番15号
鹿児島県酒造組合 事務所2階 会議室

12. 入札の無効に関する事項

- (1) 入札に参加する資格のない者及び申込書に虚偽の記載をした者による入札。
- (2) 委任状を持参しない代理人による入札。
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札。
- (4) 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札。
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札。
- (6) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札。
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。

13. 入札及び開札の延期

やむを得ない理由により、入札及び開札を行うことができないときは、入札及び開札を延期することがあり、この場合、入札参加希望者には別途通知する。

14. 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札候補者とし、通知する。
- (2) (1)において、最低の価格で入札したものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。
- (3) 3回の入札を行っても最低価格が予定価格に達しない場合は最低価格入札者との見積合わせにより、随意契約とする。この場合において、見積回数は2回を限度とする。

15. 入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者の通知を受けた者は、下記の書類を提出期限までに提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ① 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書【様式第6号】
 - ② 施工実績調書【様式第7号】

③ 専任配置予定の技術者等調書【様式第8号】

※申請時点で配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者(3人を限度とする。)

を届出する事ができる。この場合は全員について提出すること。

(2) 配布方法：酒造組合より通知する。

(3) 提出部数：2部(正本1部、副本1部)

(4) 提出方法：持参又は郵送

(5) 提出期限：令和7年1月15日(水)午後5時まで

(6) 提出先：〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 企画部企画課

TEL：099-224-4543

16. 落札者の決定方法

(1) 審査の結果、落札候補者について入札参加資格があると認めたときは、その者を落札者とし、通知する。

(2) 審査の結果、落札候補者について入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者として入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きにより審査を行う。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その旨を通知する。

17. 契約書等の提出

落札者は落札決定通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約書及び契約に必要な下記の書類を提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。

(1) 提出書類(全て任意様式)

① 工事請負契約書

② 工事内訳書

③ 工事工程表

④ 専任技術者届(資格証明書、経歴書含む)

(2) 提出部数：2部(正本1部、副本1部)

(3) 提出期限：落札決定通知を受けた日の翌日から起算して7日以内

(4) 提出先：〒892-0836 鹿児島県鹿児島市錦江町8番15号

鹿児島県酒造組合 TEL：099-222-2678 FAX：099-224-9764

18. 請負代金の支払い

本工事の支払いは、次のとおりとする。

(1) 前金払

契約金額の前金払20%以内を支払うことができる。

(2) 部分払

以下の条件に全て該当した場合、契約金額の40%以内を支払うことができる。

① 工期の2分の1以上を経過していること。

② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。

③ 工事の進捗出来高が契約金額の2分の1以上に達していること。

(3) 完成払

工事竣工後(工事請負契約書に規定する完成検査に合格した場合)に、契約金額の残金を支払う。

(4) その他の事項は、鹿児島県酒造組合会計規則による。

19. 工事に係る提出書類等

工事に係る書類及びその提出方法等は、別紙「監理要綱書」による。なお、監理要綱書に記載のない事項については、監督員の指示によること。

20. その他の事項

- (1) 契約後の建設に関する一切の手続き、諸官庁への届け出及び連絡は、一切請負者において行い、その費用を負担すること。
- (2) 工事施工に必要な仮設用電力、上水等の引込手続き、道路その他、他人管理の土地の使用手続き等は、一切請負者で行い、その費用を負担すること。
- (3) 工事に伴う近隣への対策、苦情処理等については、一切請負者において処理、解決しその費用を負担すること。但し、日照障害・ビル風障害・テレビ電波障害については、費用も含め別途協議する。
- (4) 本工事の期間中、請負者は火災保険に加入する。受取人は建築主とし、証書は係員を経て建築主へ渡し置くものとする。
- (5) 工事中、付近の構築物・道路・地下埋設物に損害を与えないよう万全の処置をなし、また騒音・振動については公害防止条令その他規定に従って十分な養生及び防止対策をする。
- (6) 本工事に伴う工事車両については、第三者への危険を防止し、周辺の交通に支障をきたさないよう十分計画し、関係官庁の指示のもとガードマン等を適正に配置し、万全を期すこと。
- (7) 工期中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」により、第三者に対する安全確保に十分留意すること。万一、第三者の生命・財産に障害が生じた場合及び第三者との間に紛議が発生しても請負者にて処理解決し、賠償の責を負うものとする。
- (8) 現場周辺の公共物、特に側溝等については土砂、モルタルの残材等で埋没させないなど常時良好に管理すること。
- (9) 地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く工事関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより公共事業の円滑な執行に資するための工事現場のイメージアップについて配慮すること。
- (10) 敷地内障害物は監督員と協議する。(原則として請負者の負担とする。)
- (11) 工事着手前に全体工程表を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (12) 工期の延長は原則として認めない。
- (13) 工程会議は必要に応じて催し連絡調整を図ること。
- (14) 設計図に詳細が示されていない場合でも、納まり上当然必要と、判断することができる箇所の施工は請負者の負担で入念に施工すること。
- (15) 施工上の軽微な変更についての工事費は、請負者の負担とする。
- (16) 材料、製品、工場は、承諾を受け施工にあたること。また、仕上がり程度、色合、材質等については、見本品を必ず提出し、承諾を受け施工にあたること。
- (17) 本工事については、酒造組合の理事会による承認を得るまでは仮契約とする。なお、当該契約が酒造組合の理事会において否決されたときは当該契約を無効とし、酒造組合は一切の責任を負わないものとする。

以上